

議第145号

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例を次のように制定する。

令和4年9月21日提出

京都市長 門川大作

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 児童自立生活援助事業（第3条・第4条）

第3章 小規模住居型児童養育事業（第5条・第6条）

第4章 雑則（第7条～第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の実施に関し、事業者が遵守すべき基準その他の必要な事項を定めることにより、利用者及び委託児童の安全の確保及び適正な事業運営を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則において使用する用語の例による。

第2章 児童自立生活援助事業

(暴力団の排除)

第3条 児童自立生活援助事業所の管理者及び当該事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者（以下「管理者等」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第4条 児童自立生活援助事業所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準（以下「耐震関係規定等」という。）に適合していなければならない。

第3章 小規模住居型児童養育事業

(暴力団の排除)

第5条 小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）における養育者及び委託児童の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該養育者の権限を代行し得る地位にある従業者（以下「養育者等」という。）は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第6条 小規模住居型児童養育事業所は、耐震関係規定等に適合していなければならない。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、児童自立生活援助事業者又は小規模住居型児童養育事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地震に対する安全性の確保に関する指導)

第9条 市長は、児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所が第4条又は第6条の規定（以下「耐震化規定」という。）に違反していると認めるときは、当該児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所の事業者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(地震に対する安全性の確保に関する勧告及び公表)

第10条 市長は、前条の規定による指導を行った場合において、児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所がなお耐震化規定に違反していると認めるときは、当該児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所の事業者に対し、同条の措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ当該

勧告の対象となる事業者はその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(事業の停止等)

第11条 市長は、管理者等若しくは養育者等が第3条若しくは第5条の規定に違反していると認めるとき又は前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、児童自立生活援助事業者又は小規模住居型児童養育事業者に対し、その事業の制限又は停止を命じることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

- 2 この条例の規定により耐震関係規定等に適合していなければならないこととされた児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所のうち、この条例の施行の際本市の区域内において現に事業を行っているもの(この条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。)については、地震に対する安全性の確保に関するこの条例の規定にかかわらず、耐震関係規定等に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、当該児童自立生活援助事業所又は小規模住居型児童養育事業所の事業者は、当該事業所について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

提案理由

児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の実施に関し、事業者が遵守すべき基準その他の必要な事項を定めることにより、利用者及び委託児童の安全の確保及び適正な事業運営を図る必要があるので提案する。